

日弁連業3第888号

2023年（令和5年）12月8日

法務大臣 小 泉 龍 司 殿

日本弁護士連合会

会長 小 林 元 治

弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修について（報告）

弁護士法第5条の3第2項の規定に基づき、標記研修の履修の状況について、別紙のとおり報告します。

報告事項1 研修生の氏名及び生年月日

疋田 伸昌	1979年11月17日
澤田 智幸	1984年6月13日
島谷 聰一	1989年10月4日
水嶋 優	1982年11月27日
渡邊 裕之	1983年1月2日
伊藤 憲昭	1983年4月4日
田中 秀樹	1969年7月23日
橋本 昌直	1971年6月8日
[REDACTED]	[REDACTED]
黒澤 利武	1961年8月24日
藤波 恒一	1971年8月1日
疋田 正彦	1986年6月4日
渡邊 昌子	1983年7月18日

報告事項2 令和5年度研修カリキュラム

※ この研修は、痕氣など「やむを得ない事情」が無い限り欠席は認められません。

月	日	曜日	午 前	午 後	単会研修時間	実務研修時間	備考
研修受講申請受付							■①訴状(1)、②訴状(2)、③弁論要旨等、④準備書面、⑤契約書起案を配付
	15	火	ガイダンス・民事裁判手続	5			【午前】10時～12時 【午後】1時～4時 研修を始めるに当たってのガイダンス、司法研修所の民事第1審手続解説ビデオ上映と解説、基礎的な択一式問題
	16	水	刑事弁護概論	5			【午前】10時～12時 【午後】1時～4時 司法研修所の刑事弁護ビデオ上映と解説、基礎的な択一式問題
	17	木					
	18	金					■①訴状(1) 起案提出【午前中必着】
	19	土			—	—	
	20	日			—	—	
8月	21	月	民事弁護概論	要件事実	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	22	火	立証活動	事実認定	5		【午前】10時～午後1時 【午後】2時～4時
	23	水	刑事弁護(1)	刑事弁護(2)	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	24	木	訴状(1)講評		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	25	金					
	26	土			—	—	
	27	日			—	—	
	28	月					
	29	火	法律事務所における実務研修 (8/28-9/22)				
9月	30	水	※執務の開始・終了時刻は 事務所によって異なります。				
	31	木					■②訴状(2) 起案提出【午後5時30分必着】(※ 9/4に変更)
	1	金			—	—	
	2	土			—	—	
	3	日			—	—	
	4	月					■②訴状(2) 起案提出【午後5時30分必着】
	5	火					
	6	水					
	7	木					
	8	金					
	9	土			—	—	
	10	日			—	—	
	11	月					■③弁論要旨、④準備書面、⑤契約書 起案提出 【午後5時30分必着】(※9/13に変更)
	12	火					
	13	水					■③弁論要旨、④準備書面、⑤契約書 起案提出 【午後5時30分必着】
	14	木					
	15	金					
	16	土			—	—	
	17	日			—	—	
	18	月			—	—	
	19	火					
	20	水					
	21	木					
	22	金					
	23	土			—	—	
	24	日			—	—	
	25	月	訴状(2)講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	26	火	弁論要旨等講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	27	水	準備書面講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	28	木	契約書・和解条項講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	29	金	集合研修の確認 弁護士倫理		6		【午前】10時～11時30分 【午後】12時30分～5時
					60	152	

報告事項 3 研修生の研修における出席状況及び受講態度

本年度の研修生の出席状況及び受講態度について、以下のとおり報告します。

[集合研修]

[REDACTED]
[REDACTED]

[実務研修]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

報告事項4 研修の課程を修了したと法務大臣が認めてよいかどうかについての意見

1 研修の課程を修了したと認められる者

疋田 伸昌

澤田 智幸

島谷 聰一

水嶋 優

渡邊 裕之

伊藤 憲昭

田中 秀樹

橋本 昌直

黒澤 利武

藤波 恒一

疋田 正彦

渡邊 昌子

2 研修の課程を修了したと認められない者



報告事項 5 その他参考となる事項

1 本年度の研修生

本年度の研修を受講する者（以下「研修生」という。）は13名



2 本年度のカリキュラムの特徴

本年度のカリキュラムは、報告事項2のとおりである。

本年度も、基本講義（集合研修Ⅱ）の行われる前に2日間、民事、刑事の各訴訟手続について基礎的知識を学ぶこととし、民事については司法研修所の「民事訴訟第一審手続の解説－ある保証債務履行請求事件を題材として－」（令和元年版）、刑事については司法研修所制作による「はじめての裁判員裁判」の各DVDを上映しながら講師による解説を行った。そして、この際に民事・刑事の基礎的な択一式の設問を行い、研修生に現時点での自身の理解度を自覚してもらうとした。

また、これから起案がどのようなものかを教えるために、本来の起案の前に研修生に訴状の起案（起案1）を作成・提出させ、これを添削の上、基本講義の最終日に返却し、その後の起案への準備をさせることとした。

そして、この起案についての評価（A B C D）については、講評時に研修生にも伝え、その後の起案作成の参考にしてもらった。

なお、起案2については、前期集合研修終了後、教材の一部に誤りがあったことが判明したため、他の起案とともに起案提出期日を変更することにした。

また、これまで起案1の講評日の昼休みに講師らと食事をとりながら、研修生から起案に当たって苦労した点などを聞いたり、研修担当者が直接、今後の受講や起案についての助言を与えることをしていたが、本年度は起案1については、特に評価の低い起案がなかったことから実施しなかった。

3 研修の結果について

本年度の研修の結果は、報告事項4のとおりである。研修を修了したと認められるか否かについては、日弁連総合研修センター（以下「研修センター」という。）が集合研修担当講師及び実務研修担当弁護士から研修生の履修状況について報告を受けた後、集合研修担当講師による会議も踏まえ「弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修における日弁連総合研修センターの評価及び意見に

に関する基準」(以下「基準」という。) 第2条の規定により決定した評価に基づき基準第6条の規定により決定した意見を具申し、研修修了審査会議において最終的な研修生の履行状況の評価を行った。なお、研修センターにおける履修状況の評価については、基準第3条及び第4条に基づき決定した。

4 研修の修了について

(1) 起案について

「研修の課程を修了したと認められるか否か」については、次のとおり判断することとした。集合研修については、起案2ないし5の各起案の内容の評価と講評での応答、受講態度等を考慮して評価し、また、実務研修については、研修の内容に執務姿勢等を加味し総合的に評価し、弁護士業務を行うに足りる能力の有無を検討し、判断することとした。

(2)

The image consists of a dark gray background with a series of horizontal bars. These bars are black and of varying lengths, creating a rhythmic pattern across the frame. The lengths of the bars follow a repeating sequence: long bar, short bar, medium bar, very short bar, and so on. This pattern repeats approximately 18 times from top to bottom. The bars are thin and have sharp edges, giving them a graphic, almost architectural feel against the darker background.

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 その他

(1) 受講状況について

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(2) 予習について

法務省が受講経験者を講師にするなどして、研修に臨む姿勢についてガイダンスを行ったことは、一定の役割を果たしていたと思われる。全体的には、例年に比べて予習を行っていた様子が見られた。

以上

【参考資料】令和5年度弁護士となる資格付与のための指定研修(報告事項1及び4)

疋田 伸昌

澤田 智幸

島谷 聰一

水嶋 優

渡邊 裕之

伊藤 憲昭

田中 秀樹

橋本 昌直

黒澤 利武

藤波 恒一

疋田 正彦

渡邊 昌子